

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	住宅改修支援事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	長寿介護課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	介護認定係							
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		13 高齢者福祉		2 高齢者の地域での生活を支援する									
		副目的	13-3													
	予算区分	款	3		項	2		目	1		大	3		中	4	
	根拠法令・個別計画	小牧市高齢者等住宅改修費助成金交付要綱・小牧市リフォームヘルパー派遣実施要綱														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	虚弱高齢者が自立した在宅生活の継続ができるよう福祉、保健医療関係職種の専門家が相談助言し、適正な住宅改善を図る。														
	内容 (手段)	<p>市民税非課税世帯に属する65歳以上の虚弱な高齢者で住宅改修を必要とされる方から申請されたものについて、助成対象限度額の9割を住宅の改修費用として支援。</p> <p>【助成対象限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚弱高齢者 200,000円</li> <li>・介護保険(要支援・要介護)認定者 100,000円</li> </ul> <p>「高齢者福祉ガイドブック」により周知を図る。 職員が申請の内容を確認後、受付をし、現地調査を経て、審査結果を起案。 当該審査結果により、住宅改修費を助成する。</p> <p>【直接経費】 高齢者等住宅改修費助成金(630千円)</p>														
	受益者負担	無														

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	329	1,399	630	1,920	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.10	0.10
			人件費	千円	533	533	533	533
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	862	1,932	1,163	2,453
対前年比		%		224.1	60.1	210.9		
財源	一般財源	千円	862	1,932	1,163	2,453		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	住宅改修助成	件	目標	—	—	—	—
			実績	4	11	5	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H22	H23	H24	H25
住宅改修助成	件	目標	—	—	—	—	
		実績	4	11	5		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	前年度より実績は少ないが、低所得の高齢者に対する住宅改修を支援することができた。			
		事業実施における課題	本事業は、低所得者に対する支援であり、対象を市民税非課税世帯の虚弱な高齢者としているため利用対象範囲が狭く、単純に件数の増加は見込まれないため、利用者の増加になかなか繋がらない。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	市民税非課税世帯に属する65歳以上の低所得の高齢者の世帯が在宅で自立した生活を送るための住宅改修を支援できなくなる。また、相談・助言を希望する者への対応ができなくなるとともに、改修費用の助成を行うことができなくなる。			
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	要介護・要支援認定者に対し、認定結果を発送する際に「介護保険サービス以外に利用できるサービス一覧」としてお知らせをする。また、「高齢者福祉ガイドブック」により周知をし、要介護認定の有無に関わらずお知らせをするとともに、地域包括支援センターなど関係事業所に対して周知していく。			
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	本事業は、低所得者に対する支援である。件数は少ないが、市民税非課税世帯に属する65歳以上の低所得の高齢者のうち住宅改修を必要とされる方々に対し、適切な支援ができています。また、現状を維持することで、所得に関係なく、適正な住宅改修を行うことができ、高齢者が自立した生活を送ることができるため。				
	26年度以降の改善案	引き続き、要介護・要支援認定者に対し、認定結果を発送する際に「介護保険サービス以外に利用できるサービス一覧」としてお知らせをする。また、「高齢者福祉ガイドブック」により周知をし、要介護認定の有無に関わらずお知らせをする。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。引き続き指定管理者のモニタリングに努め、利用者アンケート結果を活かすなど利用者の満足度が高まる施設運営に努めること。